

件名	愛媛県議会基本条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>議会の基本理念を定め、及び議員の責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、及び地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立するとともに、県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与するため、この条例を制定するものである。</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条） 目的、基本理念</p> <p>第2章 議員の責務及び活動（第3条 - 第6条） 議員の責務、議員の活動、議員の能力の向上、会派</p> <p>第3章 議会運営（第7条 - 第9条） 議会運営、本会議及び委員会、議会の機能強化</p> <p>第4章 県民との関係（第10条 - 第14条） 県民の意思の反映及び県民参加の機会の充実、議会の説明責任、広報広聴活動の充実、会議の公開、情報公開</p> <p>第5章 知事等との関係（第15条 - 第19条） 知事等との関係の基本原則、監視、評価等、県政に関する調査等の権限、政策立案及び政策提言、重要な政策に関する資料の請求等</p> <p>第6章 議会改革（第20条・第21条） 議会改革の推進、他の地方公共団体の議会との連携</p> <p>第7章 議員の政治倫理（第22条・第23条） 議員の政治倫理、資産等の公開</p> <p>第8章 議会事務局等（第24条・第25条） 議会事務局、議会図書室</p> <p>第9章 補則（第26条・第27条） 他の条例等との関係、条例の見直し</p> <p>附則</p>	
施行日	公布の日